

第11回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和6年5月31日(金) 13時30分
第11回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年5月31日(金) 13時33分

3. 閉 会 令和6年5月31日(金) 14時09分

4. 出席委員

1 番 石井	2 番 尾崎	3 番 市村	4 番 中島	5 番 菅野
6 番 泉	7 番 舟窪	8 番 波多野	9 番 小口	10 番 小池
11 番 田中	12 番 武正	13 番	14 番 星	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 15番—菱川委員

6. 議事録署名委員 7番—舟窪委員 8番—波多野委員

7. 付議議件 議案第50号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第54号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	第11回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員15番一菱川委員です。 出席委員は15名中14名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく申し上げます。
議長	それでは第11回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、7番一舟窪委員、8番一波多野委員を委嘱します。 日程2、議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第50号農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字以久科南他2筆、地目畑、合計面積は 9,063 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年12月22日から令和4年12月21日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月1日となっております。 番号2、関係の土地については、字以久科北他5筆、地目畑、合計面積は 59,815 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和12年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月10日となっております。 番号3、関係の土地については、字以久科北他6筆、地目畑、合計面積は 48,321 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年11月27日から令和11年11月26日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月10日となっております。 番号4、関係の土地については、字美咲他5筆、地目畑、合計面積は 31,525 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は令和4年12月23日から令和15年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月10日となっております。 番号5、関係の土地については、字美咲他5筆、地目畑、合計面積は 31,381 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和3年12月23日から令和14年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月10日となっております。 番号6、関係の土地については、字美咲他2筆、地目畑、合計面積は 68,174 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成28年2月23日から令和8年11月30日、及び令和3年12月23日から令和14年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月10日となっております。 番号7、関係の土地については、字大栄他1筆、地目畑、合計面積は 43,443 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年11月27日から令和12年11月30日、合意

	解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号8、関係の土地については、字大栄他1筆、地目畑、合計面積は13,660㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和12年11月30日、及び平成29年12月22日から令和9年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。 日程3、議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字大栄他3筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は69,616㎡、申請の理由は、所有農地を自己利用が困難であることから、所有権を移転したい、譲受人が申請地を譲り受け、経営規模を拡大したいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分2、関係の土地については字以久科南他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は9,063㎡、申請の理由は、離農しているので、申請地を賃借したい、借人が経営規模拡大のためとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分3、関係の土地については字以久科北他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は10,615㎡、申請の理由は、所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分4、関係の土地については字以久科北他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は49,200㎡、申請の理由は、所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分5、関係の土地については字以久科北他6筆、公簿・現況地目記載のとおり、面積は48,321㎡、申請の理由は、所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分6、関係の土地については字美咲他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は68,174㎡、申請の理由は、所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載の

	とおriとなっています。 区分7、関係の土地については字美咲他5筆、公簿・現況地目記載のとおri、合計面積は 31,381 m²、申請の理由は、所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおriとなっています。 区分8、関係の土地については字美咲他5筆、公簿・現況地目記載のとおri、合計面積は 31,525 m²、申請の理由は、所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおriとなっています。 位置図については6～7頁に記載となっております。 現地調査について区分1は5月22日(水)田中委員、中島委員、武正委員、区分2～5は5月23日(木)菅野委員、市村委員、星委員、区分6～8は5月22日(水)中島委員、舟窪委員、田中委員で行っております。 別紙の農地法第3条調査書のとおri、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	区分1の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2の現地確認委員、菅野委員どうでしたか
菅野委員	問題ありません。
議長	区分2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分3～5の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。

議長	問題ないということで、区分3～5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分3～5について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分6～8の現地確認委員、中島委員どうでしたか。
中島委員	問題ありません。
議長	区分6～8を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分6～8について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。
議長	ここで一旦総会を休憩とし、協議事項1番区分1の説明をお願いします。 (一時休憩) それでは休憩を解き日程4、議案第52号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第52号農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字川上1筆、公簿地目畑、面積は792㎡、申請の理由は農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。 区分1の位置図については同頁記載のとおり、現地確認は5月27日(月)田中委員、星委員、小口委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	区分1の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定

事務局	します。 日程5、議案53号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。 議案第53号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字峰浜1筆、地目畑、面積は10,533㎡、申請の理由については砂利採取、採取量18,145㎡、転用の概要について、砂利採取10,533㎡、期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日となっております。 区分2、関係の土地については字三井他1筆、地目畑、面積は32,701㎡、申請の理由については火山灰採取、採取量2,900㎡、転用の概要について、砂利採取32,701㎡、期間は令和6年許可日から令和9年6月30日となっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認について区分1は、5月28日(火)泉委員、尾崎委員、菱川委員、区分2は、田中委員、星委員、小口委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	区分1の現地確認委員の泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1について農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2現地確認委員の田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2について農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程6、議案54号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第54号斜里町農用地利用集積計画案の承認について

	(1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字以久科南他6筆、地目畑、面積は 53,162 m²、申請の理由は一時保有期間終了のため譲渡する、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得のためとなっております。価格は 13,814 千円、10aあたり 260 千円となっております。 番号2、関係の土地については、字美咲他9筆、地目畑、面積は 94,843 m²、申請の理由は一時保有期間終了のため譲渡する、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得のためとなっております。価格は 27,564 千円、10aあたり 291 千円となっております。 番号3、関係の土地については、字豊倉他1筆、地目畑、面積は 49,910 m²、申請の理由は一時保有期間終了のため譲渡する、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得のためとなっております。価格は 12,776 千円、10aあたり 256 千円となっております。 位置図については次頁記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。
議長	(1)所有権の移転関係番号1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。
議長	ここで休憩とし、日程7その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第11回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顚末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年5月31日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

波夕野 克哉

議事録署名委員

舟窪 英幸